別紙

手術室及び滅菌室の清掃方法等について

1　定義

この別紙において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　手術室　中央棟及び西棟３階一帯及び東８Ｂ病棟産科手術室（分娩室３）の手術関連施設の総称

⑵　手術部屋　手術室内で手術を行う基本仕様書別図上１から１７の部屋及び東８Ｂ産科手術室（分娩室３）

2　清掃方法

⑴　清掃道具は、次の⑶、⑷及び⑸毎に分けて使用し、他の施設の清掃に使用しないこと。また、清潔度が高い施設であるため、常に清潔を保つこと。

⑵　手術室の清掃は、午前午後共に２回以上実施すること。ただし、手術部屋を使用した後は随時清掃を実施すること。

⑶　手術部屋１から１７、回復室、東８Ｂ産科手術室（分娩室３）は、以下の手順で行うこと。

ア　掃除機を使用して床の防塵を行う。

イ　消毒液（病院が指定したものを使用すること。以下同じ。）を十分含んだモップを使用して、各部屋の奥から廊下側入口の方向に床を拭きとる。壁の清掃も併せて行う。

⑷　乗換ホール、手術管理室及び受付は、掃除機による清掃後、消毒液を十分に含んだモップを使用して床を拭きとること。

⑸　⑶⑷以外は、掃除機による清掃後、消毒液を十分含んだモップを使用して床を拭きとること。ただし、次に掲げるとおり、清潔度の高い部屋から実施すること。

なお、順序については、変更がありうることに留意すること。

（清潔ホール・クリーンサプライ・既消毒作業室・薬品庫→廊下・階段・エレベーター・手洗コーナー→操作室・カンファレンスルーム・ＣＥセンター・説明室・家族控室・リネン室・材料コーナー→更衣室→汚物処理室・未消毒作業室→便所）

3　実施時間

⑴　乗換ホール、受付及び手術管理室については、午前８時３０分までに１回目の清掃を完了すること。

⑵　手術部屋及び回復室については、午後４時００分以降は、それ以降に手術を終了した場合に清掃すること。また、手術室担当の清掃員は２０時まで常駐すること。

⑶　２０時以降に手術が終了した場合は、発注者が手術部屋及び回復室を清掃することとする。ただし、それ以前に手術が終了し、実施時間内に清掃を完了できない場

合でも、受注者は３０分に限り清掃を実施すること。

４　手術室の入出について

原則として、中央棟３階側から手術室に入室しないこと。ただし、発注者が許可する場合は、その限りではない。

~~なお、平成２９年度内に手術室に隣接する管理棟３階の改修工事を予定しているため、改修中及び改修後の入室方法について、別途発注者と受注者の協議により決定するものとする。~~

５　その他

⑴　消毒液を使用した場合には、付属のラベルを所定の用紙に貼付すること。

⑵　清掃は専用の作業衣、履物、マスク及び白キャップを着用して行うこと。

なお、作業衣及び履物は受注者、マスク及びヘアキャップは発注者が用意するものとし、作業衣については、殺菌消毒する場合を除き、使用した日の翌日以降は使用しないこと。

⑶　清掃開始前後共に綺麗に手を洗浄すること。

⑷　ごみは、分別して収集し、ゴミ箱内部に装着したビニール袋は使用していない場合も毎日交換すること。

⑸　手術室及び滅菌室の区域内において、害虫の発生があった際には、害虫駆除に向けた対応を行うこと。